

新型コロナウイルス感染症に対する水泳競技会の対応について

●中止する場合

- 1 (公財) 日本水泳連盟から中止の要請があった場合
- 2 (公財) 鳥取県スポーツ協会から中止の要請があった場合
- 3 鳥取県から中止の要請があった場合 (再度非常事態宣言等が発令された場合)

※鳥取県に感染者が出た場合

- ・感染者が発生したとしても、鳥取県から中止の要請がない場合または、非常事態宣言が出されない限り実施する。

●大会開催の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 1 うがい、手洗いの励行とアルコール消毒液の配置をする。
- 2 競技会運営スタッフ (大会・競技役員、会場職員) に対してマスク着用の周知を行う。
- 3 咳・くしゃみの症状がある方々へ向けた、マスク着用をお願い。
- 4 風邪のような症状がある方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方の参加や来場を控える旨のご協力依頼等をする。
- 5 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、体調の悪い方は参加を認めない。
- 6 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 7 発熱または咳、痰などの呼吸器症状を有する者は大会に参加させない。
- 8 過去1週間以内に、7に該当する者は大会に参加させない。
- 9 過去14日以内に、感染者もしくは感染を強く疑われる者と接触した者は大会に参加させない。
- 10 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 11 発熱者や体調の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 12 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、大会の途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 13 主に参加者の手が触れる場所をアルコール等を含有したもので拭き取りを定期的に行う。

●**クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避**

- 1 換気の悪い密閉空間にならないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施し、定期的に外気を取り入れ換気を実施する。
- 2 場合によっては窓を全開しての開催
- 3 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 4 場合によっては無観客での大会の開催
- 5 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 6 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

●**感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力**

- 1 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、濃厚接触者の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 2 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

●**その他**

- 飲料は、各個人で用意し、回し飲み等を行わない。食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた食事を個別に提供する等の工夫をする。